

第 112 号議案 平成26年度一般会計補正予算

平成 26 年 9 月 福 岡 県 議 会 定 例 会 議 案 第 18 回 その 1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
112	平成26年度福岡県一般会計補正予算（第1号）	1

一 般 会 計

第 112 号議案

平成26年度福岡県一般会計補正予算（第 1 号）

平成26年度福岡県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,190,540 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,682,023,964 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成26年 9 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		203,741,849	5,050,011	208,791,860
	1 国 庫 負 担 金	110,463,933	228,817	110,692,750
	2 国 庫 補 助 金	88,858,554	4,821,194	93,679,748
13 繰 越 金		1	663,135	663,136
	1 繰 越 金	1	663,135	663,136
14 諸 収 入		139,083,372	324,794	139,408,166
	5 受 託 事 業 収 入	1,836,992	319,757	2,156,749
	8 雑 入	7,779,772	5,037	7,784,809
15 県 債		250,245,700	4,152,600	254,398,300
	1 県 債	250,245,700	4,152,600	254,398,300
歳 入 合 計		1,671,833,424	10,190,540	1,682,023,964

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		49,866,922	6,253	49,873,175
	1 総 務 管 理 費	22,553,869	4,718	22,558,587
	6 防 災 費	2,272,538	1,535	2,274,073
3 保 健 費		211,269,074	415,847	211,684,921
	4 医 薬 費	5,130,163	415,847	5,546,010
4 環 境 費		3,297,842	34,697	3,332,539
	1 環 境 費	3,297,842	34,697	3,332,539
5 生 活 労 働 費		166,498,761	11,878	166,510,639
	1 県 民 生 活 費	5,660,516	11,878	5,672,394
6 農 林 水 産 業 費		59,469,027	157,209	59,626,236
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	6,819,787	6,922	6,826,709
	2 農 業 費	13,166,661	150,287	13,316,948
8 県 土 整 備 費		135,919,396	9,134,485	145,053,881

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	59,727,577	8,207,211	67,934,788
	3 河川海岸費	39,981,232	927,274	40,908,506
11 災害復旧費		3,323,085	430,171	3,753,256
	2 土木施設災害復旧費	1,062,127	430,171	1,492,298
歳出	合計	1,671,833,424	10,190,540	1,682,023,964

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業費	11,903,300	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成26年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成27年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	12,044,500	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成26年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成27年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
海岸事業費	565,800				709,100			
道路事業費	27,203,300				30,965,500			
災害復旧事業費	648,700				754,600			
計	250,245,700				254,398,300			

